

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊サ対第907号

令和4年10月26日

### サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化について（通達）

熊本県警察においては、「熊本県警察におけるサイバー戦略」（令和4年6月7日付け熊サ対第472号）等に基づき、サイバー防犯ボランティアと連携して、各種防犯活動等を実施しているところ、深刻化するサイバー空間の脅威に立ち向かい、地域社会のサイバーセキュリティの水準を向上するためには、サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化が不可欠である。

そこで、下記のとおり、サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化に関する取組について定めたので、各所属にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

#### 記

#### 1 サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化に関する基本的な考え方

警察が有する地域における犯罪等の防止を図る責務を遂行するためには、官民を挙げた取組が必要不可欠であり、その中でもサイバー防犯ボランティアは、適正なインターネットの利用方法に関する教育活動、インターネット利用者の規範意識向上のための広報啓発活動、サイバーパトロールによる環境浄化活動を行うなど、地域における主体として非常に重要な役割を担っている。

サイバー防犯ボランティアの活動は、それ自体が自主的な取組であるものの、警察の適切な関与がない場合は、参加団体や参加者が減少し、又は、サイバーセキュリティ対策に関する正確な知識を有せず活動を行うことになり、所期の目的を達成することが困難となる可能性等も否定できない。

そこで、サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化に当たっては、サイバー防犯ボランティアの自主的な取組を促進する観点から、それぞれのサイバー防犯ボランティアの特性を踏まえつつ、サイバー防犯ボランティア活動に資する助言・指導、好事例の共有、教育機会の提供のほか、各種イベントへの参加促進や定期的な連絡会議等を実施するなど、本部関係所属及び各警察署が積極的に支援・指導すること。

#### 2 サイバー防犯ボランティア活動の拡大に関する方策

##### (1) 活動実態等を踏まえた的確な支援

サイバー防犯ボランティアは、各団体ごとに活動目的を定めた上で独自に活動しており、それぞれの活動内容、参加者の構成、得意分野等も異なるところ、活動実態、警察に対する要望等を定期的に聴取し、それらを踏まえた的確な支援に努めること。

##### (2) 活動領域の拡大等

サイバー防犯ボランティアの活動領域を拡大し、魅力を高めるため、他のサイバー防犯ボランティアの取組事例を参考にしつつ、現に実施している活動以外の活動を提案し、又は現に実施している活動の高度化を図ること。

特に、高齢者のインターネット利用が増加している状況に加え、携帯電話の3G回線のサービスが終了し、又は終了が予定されていることを受け、いわゆるサポート詐

欺等の高齢者を狙った犯罪が増加するおそれもあることから、高齢者を対象とした教育活動や広報啓発活動を実施するよう検討すること。

### (3) サイバー防犯ボランティア活動に関する広報啓発

サイバー防犯ボランティア活動を世間に広く認知させることにより、国民によるサイバー防犯ボランティア活動に対する理解促進、それによる参加者、参加団体の増加等が期待されることから、サイバー防犯ボランティア活動に関する広報を積極的に行うこと。その際、熊本県警察が有する広報媒体のみならず、報道機関への情報提供、自治体等と連携した広報媒体の活用のほか、参加者等のSNSを活用することなどを検討すること。

なお、サイバー防犯ボランティアが広報啓発資料を作成した場合は、サイバーセキュリティ対策等に関する正確な情報の伝達、著作権侵害の未然防止等のため、当該資料の作成を依頼した所属等において細部にわたる監修を行うこと。

## 3 サイバー防犯ボランティアの活性化に関する方策

### (1) 積極的な賞揚措置

サイバー防犯ボランティアに対する賞揚措置は、参加者の士気高揚等を期待できることから、サイバー防犯ボランティア活動の実態の把握に努めるとともに、その功労に対して積極的な賞揚を行うこと。また、賞揚を行う場合には、当該賞揚について、熊本県警察のウェブページ等への掲載、報道機関への情報提供等を行うよう検討すること。

### (2) 活動参加者の専門性向上等

サイバー防犯ボランティア活動の高度化等に向け、サイバー空間の脅威情勢や最新の技術、犯罪手口やその対策の紹介等、サイバー防犯ボランティアの参加者の専門性向上等に資する取組みを推進すること。その際、より高度な技術等の習得に関する要望がある場合には、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーによる教養についても合わせて検討すること。

### (3) 大学における単位認定化の推進

サイバー防犯ボランティア活動を行うことにより単位を授与している大学もあることから、大学におけるサイバー防犯ボランティア活動の活性化、参加者の増加等の観点から、大学の意向を確認しつつ、サイバー防犯ボランティア活動に対する単位授与を検討してもらうよう、大学に対し依頼すること。

### (4) サイバー防犯ボランティアの拡充

各種警察活動により、サイバー防犯ボランティア活動に意欲を示す高校、大学等などの団体等を把握した場合は、既存のサイバー防犯ボランティア団体の好事例を紹介するなどして、ボランティアとしての活動促進を図ること。

当該団体等が、サイバー防犯ボランティアとしての活動支援を希望する場合は、サイバー犯罪対策課と連携し、活動に資する助言・指導、好事例の共有、各種イベントへの参加など積極的に支援・指導すること。